

第三国向け畜産物等を収納する海上コンテナの取扱要領

外国から海上コンテナに収納されて我が国へ輸入され、関税法(昭和29年法律第61号)第67条の規定による輸入の許可を受けずに、第三国へ輸出される畜産物等を収納する海上コンテナの動物検疫上の手続は、本要領に基づき実施する。

本要領に基づく手続は、可能な範囲において電子メール等により行うことができる。

1 定義

- (1) 畜産物等とは、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。)第45条第2号から第8号までに掲げる物をいう。
- (2) Aコンテナとは、「輸入畜産物等を収納する海上コンテナの取り扱い要領」(昭和44年8月20日付け44動検第1455号)1.(1)に規定する海上コンテナをいう。
- (3) 指定港とは、規則第47条で指定された港のうち、海上コンテナに収納された畜産物等の種類につき輸入が認められている港をいう。
- (4) 到着港とは、畜産物等を収納する海上コンテナが、外国から我が国に最初に陸揚げされる港をいう。
- (5) 積出港とは、畜産物等を収納する海上コンテナが、第三国へ輸出するために船舶に搭載される港をいう。
- (6) 積替者とは、畜産物等を収納する海上コンテナの手続を行う者又はその代理人をいう。

2 畜産物等及び海上コンテナの条件

- (1) 畜産物等を収納する海上コンテナには、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第36条第1項第1号に掲げる物(指定禁止物)が搭載されていないこと。
- (2) 畜産物等には、仕出国の政府機関により第三国向けに発行された検査証明書又はその写し(以下「検査証明書等」という。コピー機等で複写したものを含む。)が添付されていること。
- (3) 畜産物等を収納する海上コンテナはAコンテナであり、仕出国においてシール(船会社により装着されたものを含む。以下同じ。)により封印され、我が国への輸送途中及び我が国において開封されることなく、そのまま第三国へ輸出されること。
- (4) 海上コンテナの到着港及び積出港は指定港であること。
- (5) 到着港及び積出港の海上コンテナの蔵置場所は、指定港内の家畜防疫上適当と認められる場所であること。

3 積替手続

- (1) 到着港の動物検疫所は、積替者に対して、あらかじめ以下の書類を提出させる。
 - ア 海上コンテナ積替届出書(別記様式)

イ 2(2)に掲げる検査証明書等

- (2) 家畜防疫官は、(1)で提出された書類により、2に掲げる事項を充足していることを確認し、到着から積出しまでの間における家畜防疫上必要な指示を行うとともに、別記様式の到着港動検欄に日付印を押印する。到着港と積出港を管轄する動物検疫所が異なる場合は、各所間で適宜情報共有する。
- (3) 家畜防疫官は、到着から積出しまでの間、積替者から海上コンテナの破損、シールの脱落等、異常の報告を受けた場合は、積替者に対し、防疫上の指示を与え必要な措置を執る。

4 積替えの報告

積替者は、海上コンテナが第三国へ輸出された後、速やかに、積出港を管轄する税関がその旨を確認した「外国貨物の仮陸揚届」（税関様式C-2120号）の写しを、積出港を管轄する動物検疫所に提出する。報告を受けた家畜防疫官は、別記様式の積出港動検欄に日付印を押印する。到着港と積出港を管轄する動物検疫所が異なる場合は、各所間で適宜情報共有する。

別記様式

海上コンテナ積替届出書

年 月 日

動物検疫所 長 殿 (※到着港を管轄する動物検疫所を記載)

積替者住所
氏名

第三国向け畜産物等を収納する海上コンテナを積み替えたいので、「第三国向け畜産物等を収納する海上コンテナの取扱要領」に基づき、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

1 畜産物等の情報

畜産物等の種類	
数量及び重量	
コンテナの種類・番号	種類：Aコンテナ 番号：
シールの有無・番号	シール：あり／なし 番号：
仕出国・地域	
搭載予定港・年月日	
到着港及び蔵置場所	到着港： 蔵置場所：
到着予定船舶名・年月日	
積出港及び蔵置場所	積出港： 蔵置場所：
積出予定船舶名・年月日	
その他参考となる事項	

※各情報は、必要事項が記載された書類の提出に代えることができる。

2 誓約事項

- (1) 畜産物等には、家畜伝染病予防法第36条第1項第1号に規定する指定禁止物は含まれません。
- (2) 畜産物等を収納する海上コンテナは、関税法第67条に規定する輸入の許可を受けません。
- (3) 国内における海上コンテナの取扱いについては、家畜防疫官の指示に従います。
- (4) 海上コンテナが第三国へ輸出された後、要領の4に基づき、必要書類を添えて速やかに報告を行います。

動物検疫所記入欄 (到着港動検及び積出港動検欄への日付印の押印をもって承認したものとする)

指示事項	到着港動検	積出港動検
<ul style="list-style-type: none">畜産物等を収納する海上コンテナは、1の蔵置場所において、家畜防疫上安全に蔵置すること。輸送中の事故防止に十分留意すること。万が一事故が発生した場合は、直ちに、動物検疫所に連絡すること。		

(注) 1枚に収まるよう調整して作成すること。